

一般社団法人 全国鍼灸マッサージ協会

定 款

平成 28年	3月 28日	作 成
平成 28年	3月 28日	認 証
平成 28年	4月 1日	設 立
平成 28年	8月 6日	改 訂
平成 29年	1月 14日	改 訂
平成 29年	2月 26日	改 訂
平成 30年	5月 27日	改 訂

一般社団法人全国鍼灸マッサージ協会 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人全国鍼灸マッサージ協会と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第 3 条 当法人は、国民の疾病の予防と治療、健康の保持増進、充実した福祉のために東洋医学が重要な役割を担うとの認識に立ち、鍼、灸、按摩マッサージ指圧（以下「鍼灸マッサージ」という。）治療や東洋医学的健康法の普及振興を図り、以って国民の福利厚生、健康増進に寄与することを目的とし、その目的に資するために次の事業を行う。

- (1) 災害時等のボランティア活動などの国民支援事業
- (2) WEBサイト運営、会報発行などの情報出力事業
- (3) 地域に密着した会合開催などの地域活動事業
- (4) 鍼灸マッサージに係る研究及び教育事業
- (5) 社員の福利充実に係る福利厚生事業
- (6) 鍼灸マッサージに係る保険取扱事業
- (7) 療養費取扱いに係るソフト開発及び管理等事業
- (8) 療養費支給申請の審査・取次、普及啓発等、療養費の取扱いに関する事業
- (9) 鍼灸マッサージに係る知識及び技術の向上を図るためのセミナー等開催事業
- (10) 会員の経営向上に係る経営支援事業
- (11) 共同購買事業
- (12) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 4 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 2 章 社員

(入社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、社員規約において別に定める様式による申込みをし、理事会による承認を得なければならない。

(経費等の負担)

第 6 条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員規約に基づき会費を納入しなければならない。

(退社)

第 7 条 社員は、1 ヶ月以上前に当法人に対して社員規約に定める退社届を提出することで退社することができる。ただし、やむをえない事由があるときには、社員は、いつでも退社することができる。

(除名)

第 8 条 社員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他当法人が規定する規約等に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第 9 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき。
- (3) 破産手続きの開始決定があったとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。
- (5) 第 6 条の会費を 6 ヶ月以上滞納したとき。

(社員名簿)

第 10 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第 3 章 会員

(会員の規定)

- 第 1 1 条 当法人の目的に賛同し、当法人が提供するサービスを利用するために入会した者を会員とする。
- 2 会員に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、会員規約及び会員に関する会費等納入規程による。

第 4 章 社員総会

(社員総会)

- 第 1 2 条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(権限)

- 第 1 3 条 社員総会は、次の事項について決議する。
- (1) 社員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額又はその規程
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
 - (8) 基本財産の処分の承認
 - (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(招集)

- 第 1 4 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。
- 2 社員総会の招集通知は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は通知を受ける社員の個別の承認による電磁的方法により、開催日の 1 週間前までに各社員に対して発する。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面等による議決権の行使)

第17条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権を行使することができる。この場合、当該社員は、当法人指定の委任状を社員総会毎に当法人に提出しなければならない。なお、代理人による復代理委任は認めない。

2 社員は、理事会が書面による議決権行使ができることとする旨を決議した事項については、書面による議決権を行使することができる。

3 前項の場合、社員はあらかじめ交付された議決権行使書面に、理事会が定めた事項を記載して、別途社員総会規約に定める期限までにこの法人に提出しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定により行使された議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

5 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会において社員の中から議長を選出する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び議長の指名する出席理事1名が、署名又は記名押印す

る。

- 3 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規約)

第20条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか社員総会規約による。

第5章 役員

(役員の設定等)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
 - (2) 監事 1名又は2名
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、理事長以外の理事の中から1名以内を会長、2名以上4名以内を副理事長とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、会長及び副理事長をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、会長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長は、理事長の業務を補佐する。
- 4 副理事長は、理事長及び会長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。

- 5 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、再任は連続5期までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、役員報酬規約の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当

法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第29条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 当法人は、非業務執行理事等との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、同法第115条第1項の規定により、賠償責任を規定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第30条 当法人に、任意の機関として、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、事業に関連する学術的な専門知識を有する者とし、理事会から諮問された事項について参考意見を述べることができる。
- 3 顧問は、理事会の決議を経て、理事長がこれを委嘱する。
- 4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、会長及び副理事長の選定及び解職
- (4) 個人情報取扱い規程に定める個人情報保護管理者の選定及び解職
- (5) 顧問の選定及び解職

(6) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定

(7) 規程の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(6) 第29条第1項の責任の免除

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、理事長に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規程)

第40条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事

長は、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第44条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 支部

(支部)

第 48 条 当法人は、理事会の決議を経て、支部を置くことができる。

2 支部に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 附則

(最初の事業年度)

第 49 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成 28 年 9 月 30 日までとする。

(設立時役員)

第 50 条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 山 本 高 敬

設立時理事 齋 藤 剛 康

設立時代表理事

山 本 高 敬

(設立時社員の氏名及び住所)

第 51 条 設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

設立時社員 住所

氏名 山 本 高 敬

設立時社員 住所

氏名 齋 藤 剛 康

設立時社員 住所

氏名 山 城 由 貴

(事務所所在地)

第 52 条 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりとする。

東京都新宿区本塩町 2-1 ラボ東京ビル 3 階

(法令の準拠)

第 53 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

附 則（平成28年8月6日）

1. この定款は、平成28年8月6日から施行する。

附 則（平成29年1月14日）

1. この定款は、平成29年1月14日から施行する。

附 則（平成29年2月26日）

1. この定款は、平成29年2月26日から施行する。

附 則（平成30年5月27日）

1. この定款は、平成29年5月27日から施行する。